あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱

第１章　総　則

（目的）

第１条　この補助金は、住宅の建設等（新築・改築・購入・部分増改築）工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による県内経済の活性化や地球温暖化の防止に寄与するとともに、県産木材による木造住宅の建設を促進し、住宅の耐震化等安全で安心できる居住環境の向上を図ることを目的とする。

（通則）

第２条　次の各号に掲げる事業に係る補助金の交付手続き等について、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

・　住宅リフォーム推進事業
・　住宅用太陽光発電システム普及支援事業
・　家庭用高効率給湯器等買換支援事業
・　「秋田スギの家」普及促進事業

第２章　事　業

第１節　住宅リフォーム推進事業

（用語の定義）

第３条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

・　持ち家住宅　自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの。
・　増改築　既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
・　リフォーム　住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）などを行うこと。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は、県内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

・　持ち家住宅の増改築やリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者（配偶者を含む。）
・　親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
・　親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
・　自らが所有し、親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

（補助対象住宅）

第５条　補助金交付の対象となる住宅は、県内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

・　一戸建て住宅（同一敷地内の住宅用の車庫、物置含む（別棟も可）。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の１／２（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）

・　マンション等の共同住宅（２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）については、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。）とする。

（補助対象工事等）

第６条　補助金の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係る工事であって、次のいずれかに該当する工事とする。

・　住宅リフォーム緊急支援事業は、次のいずれかに該当するものとする。

①　住宅のリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすもの。

イ　住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）で、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が５０万円以上であるもの。

ロ　県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの

ハ　平成２４年４月１日以降に工事が完了し、第２８条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。

②　住宅のリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすもの。

イ　平成２４年４月３日から平成２４年４月４日までの暴風に伴う住宅被害で市町村長の証明を受けた被害の復旧工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）で、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が５０万円以上であるもの。

ロ　県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。

ハ　平成２４年４月４日以降に工事が完了し、第２８条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。

・　安全安心リフォーム推進事業は、次に掲げる全てを満たすものとする。

イ　前号①イ～ハに該当する工事であるもの。

ロ　耐震上有効な改修工事、断熱・省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事で、それぞれ別表４に掲げる工事に要する費用の合計が、前号イに掲げる費用（増改築にかかる費用を除く）の１／２以上であるもの。

（補助対象外工事等）

第７条　次に掲げる工事に要する費用については、補助金交付の対象としない。

・　公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

・　門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）

・　住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費

・　住宅用（家庭用）給湯機器（第１７条各号に掲げる機器及びその他の給湯用機器）の購入費

・　他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用

・　その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

・　第６条第１号に掲げる「住宅リフォーム緊急支援事業」にあっては、次のいずれかによるものとする。

①　第６条第１号①に該当する工事とする場合、住宅の増改築及びリフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の１／１０に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が２０万円を超えるときは、２０万円とする。

なお、平成２２年度及び平成２３年度で住宅リフォーム緊急支援事業により補助金を受けた住宅にあっては、それらと工事ヵ所又は工事内容が異なるものに限り、平成２２年度及び平成２３年度に受けた補助金額との合計額で、２０万円を限度とする。

②　第６条第１号②に該当する工事とする場合、被害の復旧工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の１／１０に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が２０万円を超えるときは、２０万円とする。

・　第６条第２号に掲げる「安全安心リフォーム推進事業」にあっては、住宅のリフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の１／１０に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が３０万円を超えるときは、３０万円とする。

なお、平成２２年度及び平成２３年度で住宅リフォーム緊急支援事業により補助金受けた住宅にあっては、それぞれ工事ヵ所、工事内容が異なる工事に限り、平成２２年度及び平成２３年度に受けた補助金額との合計額で、３０万円を限度とする。

２　補助金は、一の住宅について、同一年度内に「住宅リフォーム緊急支援事業」と「安全安心リフォーム推進事業」のいずれか一回とする。

第２節　住宅用太陽光発電システム普及支援事業

（用語の定義）

第９条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

・　住宅　個人又は法人（個人事業主を含む。）により電灯契約される建物で、住居として使用されるものをいう（店舗、事務所等との併用住宅又は共同住宅を含む。）。

・　太陽光発電システム　太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいう。

（補助対象者）

第１０条　補助金の交付対象となる者は､次の各号に掲げる要件を満たす個人又は法人とする。

・　個人の場合は、県内に住所を有し、法人の場合は、県内に主たる事務所又は本店を置くこと。

・　電灯契約を結んでいること。ただし、補助対象者が所有する住居を第三者に対して賃

貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。

（補助対象経費）

第１１条　補助金の交付対象経費は、次に掲げる機器の購入及び設置工事に係る経費とする。

・　太陽電池モジュール
・　架台
・　パワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）
・　接続箱
・　直流側開閉器
・　交流側開閉器
・　配線及び配線器具

（補助対象システムの要件）

第１２条　補助金の交付対象とする太陽光発電システムは、次に掲げる要件のすべてに適合するものとする。

・　県内の住宅及びその敷地内に設置されるもの（中古品及び太陽電池モジュールのみの増設、修繕、その他これらに類するものを除く。）であること。
・　平成２４年４月１日以降に工事が完了（工事完了日は東北電力受給日とする。）し、第２８条に規定する完了実績報告書の提出が、同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。
・　県内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は県内に住所を置く個人と工事請負契約等を締結して設置するものであること。
・　経済産業省が住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金に係る補助事業者として指定している、一般社団法人太陽光発電協会内に設置された太陽光発電普及拡大センター（以下「Ｊ－ＰＥＣ」という。）が実施する、住宅用太陽光発電システムへの補助金の交付を受けるものであること。

ただし、第２６条の補助金の交付決定を受けた者が、第２８条に規定する期日までに住宅用太陽光発電システムへの補助金の交付を受けることができない特別な理由がある場合は、この限りではない。

（補助金の額等）

第１３条　補助金の額は、設置しようとする太陽光発電システムの最大出力に、１ｋＷ当たり３万円を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が１２万円を超えるときは、１２万円とする。

なお、共同住宅において、共同住宅に居住する複数の者が共同で利用するものについては、３０万円を限度とする。

２　補助金は、一の補助対象者について、同一年度内、一回とする。

第３節　家庭用高効率給湯器等買換支援事業

（用語の定義）

第１４条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ

ろによる。

・　持ち家住宅　自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの。

・　増改築　既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。

・　リフォーム　住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）などを行うこと。

（補助対象者）

第１５条　補助金の交付対象となる者は、県内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

・　持ち家住宅の増改築やリフォーム（以下、「リフォーム等工事」という。）により、第１７条各号に掲げる機器（以下、「補助対象機器」という。）を設置する者（配偶者を含む。）

・　親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム工事等により、補助対象機器を設置する者

・　親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事により、補助対象機器を設置する者

・　自ら所有し、親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子が居住する住宅のリフォーム等工事により、補助対象機器を設置する者

（補助対象住宅）

第１６条　補助対象機器の設置対象となる住宅（以下、「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる住宅とする。

・　一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分で補助対象機器が使用できること。）。

・　マンション等の共同住宅（２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）については、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。）で補助対象機器が使用できること。

（補助対象機器）

第１７条　補助金の交付対象となる家庭用高効率給湯機器は、次の各号に掲げる給湯機器であって、未使用（中古品は対象外とする。）のものとする。

・　CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）は、次の全てに適合するものであること。

イ　CO_2を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器であること。

ロ　年間給湯効率又は年間給湯保温効率が２．５以上であること。

・　潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）は、次の全てに適合するものであること。

イ　潜熱を回収するための熱交換機を備えている給湯器であること。

ロ　天然ガス又はＬＰガスを燃料として使用するものであること。

ハ　給湯効率が９０％以上であること。

・　潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）は、次の全てに適合するものであること。

イ　潜熱を回収するための熱交換機を備えている給湯器であること。

ロ　灯油を燃料として使用するものであること。

ハ　給湯効率が９０％以上であること。

・　ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）は、次の全てに適合するものであること。

イ　天然ガス又はＬＰガスを燃料とし、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、熱の供給を主目的としたシステムであること。

ロ　熱出力が５ｋW以下であること。

ハ　小出力発電設備（出力１０ｋW未満）であること。

ニ　総合効率（発電効率と熱回収効率の合計）が低位発熱量基準で８０％以上であること。

・　ハイブリッド給湯器は、次の全てに適合するものであること。

イ　空気熱源ヒートポンプとガス熱源器を組み合わせた給湯器であること。

ロ　ヒートポンプのエネルギー消費効率（COP）が３．０以上であること。

ハ　ガス熱源器は潜熱を回収するための熱交換機を備えている給湯器で、給湯効率が９０％以上であること。

・　家庭用燃料電池（エネファーム）は、次の全てに適合するものであること。

イ　１台あたりの発電能力が定格出力０．５ｋWから１．５ｋWであること。

ロ　貯湯容量が１５０リットル以上の貯湯を有するもの又はこれと同等の貯湯ユニットを有するもの。

ハ　総合効率（発電効率と熱回収効率の合計）が低位発熱量基準で８０％以上であること。

ニ　国の民生用燃料電池導入支援補助金制度において、補助対象の燃料電池システムであること。

・　空気熱ヒートポンプ温水暖房システムは、次の全てに適合するものであること。

イ　空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。

ロ　暖房時のエネルギー消費効率（COP）が３．３以上であること。

ハ　床暖房機能を有する CO_2 冷媒ヒートポンプ給湯器でないこと。

・　地中熱ヒートポンプ温水暖房システムは、次の全てに適合するものであること。

イ　地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房又は給湯用のエネルギーとして利用するもの。

ロ　エネルギー消費効率（COP）が３．０以上であること。

・　太陽熱温水器（強制循環型）は、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用する太陽熱温水器、又はこれに類するシステムで知事が特に認めるものであること。

・　太陽熱温水器（自然循環型）は、太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器であること。

（補助対象工事等）

第１８条　補助対象機器を補助対象住宅へ設置する場合は、次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

・　県内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は県内に住所を置く個人と契約し、補助対象機器の購入及び設置工事を行うこと。

・　平成２４年４月１日以降に工事が完了し、第２８条に規定する完了実績報告書の提出が同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。

２　補助対象機器をリース契約により補助対象住宅へ設置する場合は、次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

・　県内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は県内に住所を置く個人とリース契約を締結していること。
・　リース契約書において、リース期間途中において契約を解除することができないこと又はこれに準ずる旨の記載があること。
・　平成２４年４月１日以降に工事が完了し、第２８条に規定する完了実績報告書の提出が同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。

（補助金の額）
第１９条　補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

・　CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	３８，０００円
・　潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	１８，０００円
・　潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	１８，０００円
・　ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）	３８，０００円
・　ハイブリッド給湯器	３５，０００円
・　家庭用燃料電池（エネファーム）	５０，０００円
・　空気熱ヒートポンプ温水暖房システム	５０，０００円
・　地中熱ヒートポンプ温水暖房システム	５０，０００円
・　太陽熱温水器（強制循環型）	４０，０００円
・　太陽熱温水器（自然循環型）	１５，０００円

２　補助対象住宅に、複数台又は複数機器を設置する場合は、それぞれの補助金の額を併せた額とする。ただし、この場合は一の申請として申請があった場合に限る。
３　補助金は、一の補助対象住宅について、同一年度内、一回とする。

第４節　「秋田スギの家」普及促進事業

（用語の定義）
第２０条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
・　スギ乾燥製品　県内の製材所等で製造されたスギ製品であって、乾燥秋田スギ認証製品、ＪＡＳ人工乾燥構造用製材品、ＪＡＳ構造用集成材、構造用合板（JAS 構造用集成材及び構造用合板は、スギ材を５０％以上使用したものに限る。）
・　木造住宅　建築基準法に定める主要構造部が木造である住宅
・　一戸建　一つの建物が１住宅であるもの
・　新築　住宅を新たに建設すること
・　改築　現在居住している住宅を解体し、同一敷地に新たに住宅を建設すること
・　購入　分譲事業者と売買契約を締結し、住宅を取得すること
・　分譲事業者　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条に基づき免許を受けた宅地建物取引業者
・　軸組構法　柱、梁、桁、筋かいなど、軸組で骨組みをつくる工法
・　構造材　大引き、柱（通し柱及び管柱）、梁及び桁（胴差しを含む。）、束、棟木（隅木、谷木を含む。）及び母屋、垂木、根太、筋かい、間柱、貫、窓まぐさ、窓台並びに構造材の用途に供する合板

（補助対象者）

第２１条　補助金の交付対象となる者は、県内に、自ら居住するため、住宅の新築、改築又は購入をする個人とし、木造住宅の普及のためのＰＲ活動や調査等に協力できること。

（補助対象住宅）

第２２条　補助金の対象となる住宅は、次の各号に該当する住宅とする。

・　新築又は改築する住宅にあっては、次に掲げるすべてに該当するものであること。

イ　木造住宅であって、軸組構法により建設されるものであること

ロ　延べ面積が５０㎡以上の一戸建て住宅（二世帯住宅を含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が５０㎡以上であり、かつ、建物全体の１／２以上が住宅部分であること。）ただし、住宅用の車庫、物置は住宅とみなすが、前段の面積基準には含めないものとする

ハ　スギ乾燥製品を住宅の構造材に概ね７０％以上使用した住宅であること

ニ　平成２４年３月６日以降、建築工事に着手した住宅であって、第２８条に規定する完了実績報告書の提出が同条に規定する期限までに確実に提出できるものであること。

ホ　県内に事業所（本店、支店又は営業所等）を有する建設業者等と工事請負契約を締結するものであること。

・　購入する住宅にあっては、次に掲げるすべてに該当するものであること。

イ　前号に掲げるすべてに該当するものであること。

ロ　県内に事業所（本店、支店又は営業所等）を有する分譲事業者が販売するものであること。

（補助金の額）

第２３条　補助金の額は、２０万円（定額）とする。

２　補助金は、一の補助対象者について、同一年度内、一回とする。

（対象住宅の確認）

第２４条　分譲事業者は、第２２条第２号に規定する住宅を建設し販売しようとするときは、「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認書（スギ様式第１号）に、別表１に掲げる書類を添付し知事に提出し、本事業の対象住宅であることの確認を受けなければならない。

２　知事は、前項の確認書を受理したときは、その内容を審査し、本事業の対象住宅と認めたときは、「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認通知書（スギ様式第２号）により通知するものとする。

第３章　補助金の交付手続き等

（補助金の交付申請）

第２５条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別表２に掲げる各事業の補助金交付申請書に、それぞれ必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）
第２６条　知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、住宅リフォーム推進事業にあってはリフォーム様式第３号、住宅用太陽光発電システム普及支援事業にあっては太陽光様式第３号、家庭用高効率給湯器等買換支援事業にあっては高効率様式第２号、「秋田スギの家」普及促進事業にあってはスギ様式第４号により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の辞退・取り下げ）
第２７条　申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から１０日以内に申請を辞退することができる。
２　前項による辞退又は自己都合による辞退及び申請を取り下げる場合は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付申請辞退（取り下げ）届（共通様式第１号）を知事に届け出なければならない。また、第６条に規定する補助対象工事を変更する場合及び第１７条に規定する補助対象機器の変更する場合もこれによるものとする。
３　前項により提出があったときは、補助金に係る申請び交付の決定はなかったものとみなす。

（事業完了実績報告）
第２８条　申請者は、補助金を受けたそれぞれの事業が完了したときは、平成２５年３月１５日までに、別表３に掲げる各事業の完了実績報告書に、それぞれ必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第２９条　知事は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。
２　前項により確定した補助金の額が、既に行った交付決定額の変更を要するときは、第２６条の例により通知するものとする。

（補助金の支払い）
第３０条　補助金の支払いは、前条第１項の規定による額の確定後、支払うものとする。

（是正のための措置・報告）
第３１条　知事は、第２８条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、各事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。
２　知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

（財産の管理）
第３２条　申請者は、補助金を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意を

もって管理しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第３３条　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

・　提出書類の記載事項に虚偽があるとき
・　第３１条第１項の規定に基づく措置をとらなかったとき
・　補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
・　前条の規定による管理義務を怠ったとき
・　その他知事が不適当と認めたとき

附　則

この要綱は、平成２４年３月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１６日から施行する。ただし、第６条及び第８条の改正規定は、４月４日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年２月１日から施行する。

別表１　対象住宅確認書添付書類一覧（第２４条関係）

「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認書（スギ様式第１号）に添付する書類は次のとおりとする。

- スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第５号）
- 建築基準法第６条第１項又は同法第６条の２第１項の規定する建築確認済証の写し
- 図面（案内図、配置図、各階平面図）※ 図面はＡ３版とする。
- その他知事が必要と認める書類

別表２　補助金交付申請書類一覧（第２５条関係）

１　住宅リフォーム推進事業にあっては、各号の補助金交付申請書にそれぞれ掲げる書類を添付すること。

・　住宅リフォーム緊急支援事業に係る補助金交付申請書（ﾘﾌｫｰﾑ様式第１号）

イ　工事請負契約書又は請書の写し

ロ　工事内訳明細書の写し

ハ　補助対象工事を行う住宅及び住宅の部分の工事着手前の写真

ニ　申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本

ホ　市町村長が発行する被災を証する書面(第６条第１号②に該当する工事とする場合)

ヘ　その他知事が必要と認める書類

・　安全安心リフォーム推進事業に係る補助金交付申請書（ﾘﾌｫｰﾑ様式第２号）

イ　工事請負契約書又は請書の写し

ロ　安全安心リフォームの補助金申請書に係る見積書（指定の書式）

ハ　補助対象工事を行う住宅及び住宅の部分の工事着手前の写真

ニ　申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本

ホ　安全安心リフォーム工事概要書（ﾘﾌｫｰﾑ様式第２－１号）

ヘ　補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面

ト　国の補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）により、市町村が実施する耐震改修補助金を受ける場合は、その補助金交付決定通知書の写し

チ　その他知事が必要と認める書類

２　住宅用太陽光発電システム普及支援事業にあっては、補助金交付申請書（太陽光様式第１号）に、次に掲げる書類を添付すること。

・　国（J-PEC）の「補助金申込受理決定通知書」の写し

・　太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書等の写し又は建売住宅の売買契約書の写し

・　太陽電池モジュールの配置、パワーコンディショナの設置場所及び周辺道路等の状況が分かる図面（別添参考様式参照。）

・　補助対象となる太陽光発電システムを設置する建物の所有者が申請者以外の場合は、申請者以外の当該建物所有者の承諾書（太陽光様式第２号）

・　設置予定建物が既存の別荘又は共同住宅の場合、建物の所有及び住居であることを証明する登記簿謄本

・　単線結線図（共同住宅の場合のみ）

・　その他知事が必要と認める書類

３　家庭用高効率給湯器等買換支援事業にあっては、補助金交付申請書（高効率様式第１号）に、次に掲げる書類を添付すること。

・　申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本

・　その他知事が必要と認める書類

4　「秋田スギの家」普及促進事業にあっては、補助金交付申請書（スギ様式第３号）に、次に掲げる書類を添付すること。

・　新築・改築の場合

イ　スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第５号）

ロ　建築基準法第６条第１項又は同法第６条の２第１項の規定する建築確認済証の写し

ハ　図面（案内図、配置図、各階平面図）※ 図面はＡ３版とする。

ニ　工事請負契約書の写し

ホ　その他知事が必要と認める書類

・　購入の場合

イ　スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第５号）

ロ　建築基準法第６条第１項又は同法第６条の２第１項の規定する建築確認済証の写し

ハ　図面（案内図、配置図、各階平面図）※ 図面はＡ３版とする。

ニ　第２４条第２項に規定する、「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認通知書（スギ様式第２号）の写し

ホ　分譲事業者との売買契約書の写し

ヘ　その他知事が必要と認める書類

別表３　完了実績報告書書類一覧（第２８条関係）

１　住宅リフォーム推進事業にあっては、各号の完了実績報告書にそれぞれ掲げる書類を添付すること。

・　住宅リフォーム緊急支援事業完了実績報告書（ﾘﾌｫｰﾑ様式第４号）

イ　補助対象工事を行った住宅及び住宅の部分の工事中及び工事完了後の写真

ロ　増改築工事を含む場合、建築基準法第６条第１項及び同法第６条の２第１項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第７条第５項及び同法第７条の２第５項の規定に基づき交付された検査済証の写し

ハ　工事内容の変更により、第２６条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真

ニ　工事に要した費用に係る領収書の写し

ホ　補助金交付請求書（共通様式第２号）

ヘ　その他知事が必要と認める書類

・　安全安心リフォーム推進事業完了実績報告書（ﾘﾌｫｰﾑ様式第５号）

イ　補助対象工事を行った住宅及び住宅の部分の工事中及び工事完了後の写真

ロ　増改築工事を含む場合、建築基準法第６条第１項及び同法第６条の２第１項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第７条第５項及び同法第７条の２第５項の規定に基づき交付された検査済証の写し

ハ　工事内容の変更により、第２６条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の安全安心リフォームの補助金申請書に係る見積書（指定の書式）並びに安全安心リフォーム工事概要書、変更後の補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面及び変更部分に係る工事着手前の写真

ニ　窓の改修、節水型トイレ及び高断熱浴槽を設置した場合、その性能を証明するもの（住宅エコポイント用性能証明書の写しなど）

ホ　工事に要した費用に係る領収書の写し

ヘ　補助金交付請求書（共通様式第２号）

ト　その他知事が必要と認める書類

２　住宅用太陽光発電システム普及支援事業にあっては、完了実績報告書（太陽光様式第４号）に、次に掲げる書類を添付すること。

・　国（Ｊ－ＰＥＣ）の「補助金交付決定通知書」の写し

ただし、要綱第２６条の補助金の交付決定を受けた者が、第２８条に規定する期日までに J-PEC の交付を受けることができない特別な理由がある場合、第２８条に規定する期日の３０日前から J-PEC の「補助金交付申請書（兼完了報告書）」の写し、及び申請者の「住民票」をもってこれに換えることができる。

なお、J-PEC の「補助金交付決定通知書」が申請者に届き次第、速やかにその写しを提出するものとする。

・　太陽光発電システムの設置状況が分かる写真（設置建物の全景及び全ての太陽電池モジュール、パワーコンディショナ）

・　工事内容等の変更により補助金交付申請の内容に変更が生じる場合は、変更事項が含まれる申請書類全て

・　東北電力との「太陽光発電余剰電力契約書」の写し
・　太陽光発電システムの設置工事に係る領収書の写し（Ｊ－ＰＥＣに提出したものと同一のもの）の写し
・　設置建物が新築の別荘又は共同住宅の場合、建物の所有及び住居であることを証明する登記事項証明書（報告日から３ヶ月以内に発行されたもの）
・　補助金交付請求書（共通様式第２号）
・　その他知事が必要と認める書類

３　家庭用高効率給湯器等買換支援事業にあっては、完了実績報告書（高効率様式第３号）に、次に掲げる書類を添付すること。
・　機器設置後の状況が分かる写真（様式第３－１号）（建物設置面の全景及び機器本体の全景）
・　メーカー保証書の写し（高効率様式第３－２号）（リース契約により設置する場合で、保証書が無い場合は不要。）
・　補助対象機器販売領収金額証明書（高効率様式第３－３号）（リース契約の場合は不要）
・　リース契約書の写し（リース契約により設置する場合のみ）
・　補助金交付請求書（共通様式第２号）
・　その他知事が必要と認める書類

４　「秋田スギの家」普及促進事業にあっては、完了実績報告書（スギ様式第６号）に、次に掲げる書類を添付すること。
・　スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第５号）
・　スギ乾燥製品出荷証明書（スギ様式第７－１～７－３号、※該当する様式を添付。）
・　建築基準法第７条第５項又は同法第７条の２第５項に規定する検査済証の写し
・　施工状況写真（構造材におけるスギ乾燥製品の使用状況がわかる写真）及び住宅の完成写真
・　申請者の住民票（住所移転後のもの）
・　補助金交付請求書（共通様式第２号）
・　その他知事が必要と認める書類

別表第４（第６条関係）

１　耐震上有効な改修は、木造住宅（別棟の車庫、物置を除く。）において、次のいずれかの工事とする。

・　国の補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）により、市町村が実施する耐震改修補助に係る工事

・　開口部のない構造用合板などの壁若しくは筋かいを入れた軸組を長さ９０ｃｍ以上で設置又は改修する工事

・　軸組等の接合部を耐震上有効な金物などで補強する工事

・　基礎補強など耐震上有効な工事

・　前各号の工事に係る部位の撤去・復旧

２　断熱・省エネ改修工事は、次のいずれかの工事とする。

・　窓の改修工事で、省エネ法に基づく省エネルギー基準（平成１１年基準）に規定する断熱性能に適合するよう行う、窓の交換、内窓設置、ガラスの交換

・　既存の屋根・天井、外壁又は床の断熱改修工事で、断熱材種類・厚さ等の仕様が、省エネ法に基づく省エネルギー基準（平成１１年基準）に適合するもの。

・　一定の洗浄性能等を有する節水型トイレの設置工事（ＪＩＳ　Ａ　５２０７に規定する「節水Ⅱ型（洗浄水量６．５リットル以下）大便器」の性能と同等以上のもの）

・　一定の保温性能等を有する高断熱浴槽の設置工事（ＪＩＳ　Ａ　５５３２に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの）

・　前各号の工事に係る部位の撤去・復旧

３　バリアフリー改修工事は、次のいずれかの工事とする。

・　通路または出入口の幅を有効幅で７５ｃｍ以上に拡張する工事

・　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

・　便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

・　水栓器具を容易に操作できるレバーハンドル等に交換する工事

・　開き戸を引き戸、折れ戸に交換する工事

・　開き戸のドアノブを容易に開閉できるレバーハンドル等に交換する工事

・　ホームエレベータ、階段昇降機を設置する工事

・　台所・浴室・脱衣室・便所を車いす対応とする工事

・　浴室・脱衣室・便所に対する断熱性向上などのヒートショック対策工事

・　前各号の工事に係る部位の撤去・復旧

【参考資料】

○省エネ法に基づく断熱材の種類と厚さ、窓の基準

●地域区分：秋田県は、Ⅱ地域ですが、次の地域はⅢ地域の仕様となります。

・秋田市（旧河辺町を除く）、能代市（旧能代市に限る）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く）八峰町、大潟村

●断熱材の区分・種類

区分	熱伝導率λ（単位　W／m･K）	断熱材の種類
A－1	0．052～0．051	･吹込み用グラスウールGW－1、GW－2 ･吹込み用ロックウール35K ･シージングボード
A－2	0．050～0．046	･住宅用グラスウール10K相当 ･吹込み用ロックウール25K ･A級インシュレーションボード
B	0．045～0．041	･住宅用グラスウール16K ･ビーズ法ポリスチレンフォーム4号 ･ポリエチレンフォームB号 ･タタミボード
C	0．040～0．035	･住宅用グラスウール24K、32K相当 ･高性能グラスウール16K、24K相当 ･吹込み用グラスウール30K、35K相当 ･住宅用ロックウール（マット、フェルト、ボード） ･ビーズ法ポリスチレンフォーム1号･2号･3号 ･押出法ポリスチレンフォーム1種 ･ポリエチレンフォームA号 ･吹込み用セルロースファイバー25K ･吹込み用セルロースファイバー45K、55K（接着剤併用） ･フェノールフォーム保温板2種1号
D	0．034～0．029	･ビーズ法ポリスチレンフォーム特号 ･押出法ポリスチレンフォーム2種 ･フェノールフォーム保温板1種1号･2号･2種2号
E	0．028以下	･押出法ポリスチレンフォーム3種 ･硬質ウレタンフォーム ･吹付硬質ウレタンフォーム（現場発泡品）

●断熱材の厚さの基準

Ⅱ地域

断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ（単位　mm）					
				A－1	A－2	B	C	D	E
充填断熱工法	屋根		4.6	240	230	210	185	160	130
	天井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		2.2	115	110	100	90	75	65
	床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150
		その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95
	土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35
外張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		1.7	90	85	80	70	60	50
	床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110
		その他の部分	―	―	―	―	―	―	―
	土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35

Ⅲ地域

断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ（単位　mm）					
				A－1	A－2	B	C	D	E
充填断熱工法	屋根		4.6	240	230	210	185	160	130
	天井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		2.2	115	110	100	90	75	65
	床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
		その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65
	土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15
外張断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		1.7	90	85	80	70	60	50
	床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70
		その他の部分	―	―	―	―	―	―	―
	土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15

●窓・ガラスの基準：住宅エコポイント対象の製品を参考にして下さい。

平成２４年度版

リフォーム様式第１号（第２５条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

申請に関する問い合わせ先（どちらかに"○"をしてください。）	申請者 ・ 施工業者

秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
（住宅リフォーム緊急支援事業）

次のとおり秋田県住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第25条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

1	住宅のリフォーム等の概要	所有者	1. 申請者又は配偶者　2. 申請者又は配偶者の親　3. 子			
		居住者	1. 申請者又は配偶者　2. 申請者又は配偶者の親　3. 子			
		住宅の所在地				
		住宅の種類	1. 専用住宅　2. 併用住宅			
		（※併用住宅の場合）	住宅部分の面積（車庫・物置除く）	㎡	併用部分の面積	㎡
		以前の県リフォーム事業の利用の有無、工事内容			有 ・ 無	
		平成22年度	補助金受理額	円		
			工事内容			
		平成23年度	補助金受理額	円		
			工事内容			

2	工事費の内訳（消費税含む）	A 全体工事費	円
		B 補助対象外工事費 合計	円
		① 太陽光発電工事費（※1）	円
		② 給湯機器費（※2）	円
		③ ①②以外（※3）	円
		C 補助対象工事費（A－B）	円

※1 太陽光発電工事費とは、住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費です。

※2 給湯機器費とは、要綱第17条各号に掲げる機器その他の給湯機器の費用です。

※3 ①②以外の補助対象外工事費は、あきた安全安心住まい推進事業補助金交付要綱第7条に該当する工事費です。

【 申請書 2枚のうち1枚目 】

リフォーム様式第１号（第２５条関係）

3	工事内容等	工事内容（予定）	
		工事期間（予定）	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

4	施工業者	本店所在地 （個人の場合は住所）	
		本店以外の所在地 （支店等の契約書記載の住所）	（必要に応じて記入）
		名称 （個人の場合は氏名）	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先（携帯など）	

※秋田県内に本店を有しない施工業者は補助対象外となります。
※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	他の補助金等の利用の有無　（予定）	有　・　無	「有」の場合: 補助金等名称	

6	補助金振込口座	金融機関名							
		支店名							
		預金種類	普通　・　貯蓄　・　当座　　※○で囲んでください。						
		口座名義カタカナ							
		口座番号							右詰めで記入してください。

【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□ (1) 工事請負契約書又は請書の写し

□ (2) 工事内訳明細書の写し（数量×単価で表記されていること。）

□ (3) 工事着手前の写真（着手前と着手後の写真が対比できるように撮影してください。）

□ (4) 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本

□ (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

【 申請書　2枚のうち2枚目 】

平成２４年度版

リフォーム様式第2号（第25条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

申請に関する問い合わせ先（どちらかに"○"をしてください。）	申請者 ・ 施工業者

秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
（安全安心リフォーム推進事業）

次のとおり秋田県住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第25条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

1	住宅リフォーム等の概要	所有者	1. 申請者又は配偶者　2. 申請者又は配偶者の親　3. 子			
		居住者	1. 申請者又は配偶者　2. 申請者又は配偶者の親　3. 子			
		住宅の所在地				
		住宅の種類	1. 専用住宅　2. 併用住宅			
		（※併用住宅の場合）	住宅部分の面積（車庫・物置除く）	㎡	併用部分の面積	㎡
		以前の県リフォーム事業の利用の有無、工事内容		有 ・ 無		
		平成22年度	補助金受理額	円		
			工事内容			
		平成23年度	補助金受理額	円		
			工事内容			

2	工事費の内訳（消費税含む）	A 全体工事費	円
		B 補助対象外工事費 合計	円
		① 太陽光発電工事費（※1）	円
		② 給湯機器費（※2）	円
		③ ①②以外（※3）	円
		C 安全安心リフォームの対象工事費	円
		D 補助対象工事費（A－B）	円

※1 太陽光発電工事費とは、住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費です。

※2 給湯機器費とは、要綱第17条各号に掲げる機器その他の給湯機器の費用です。

※3 ①②以外の補助対象外工事費は、あきた安全安心住まい推進事業補助金交付要綱第7条に該当する工事費です。

【 申請書 2枚のうち1枚目 】

リフォーム様式第2号（第25条関係）

3	工事内容等	工事内容（予定）	
		工事期間（予定）	平成　　年　　月　　日 ～　　平成　　年　　月　　日

4	施工業者	本店所在地 （個人の場合は住所）	
		本店以外の所在地 （支店等の契約書記載の住所）	（必要に応じて記入）
		名称 （個人の場合は氏名）	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先(携帯など)	

※秋田県内に本店を有しない施工業者は補助対象外となります。
※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	他の補助金等の利用の有無　（予定）	有　・　無	「有」の場合: 補助金等名称	

6	予定口座 補助金振込	金融機関名							
		支店名							
		預金種類	普通　・　貯蓄　・　当座　　※○で囲んでください。						
		口座名義カタカナ							
		口座番号							右詰めで記入してください。

【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□ (1) 工事請負契約書又は請書の写し

□ (2) 安全安心リフォームの補助申請書に係る見積書（指定の書式）

□ (3) 工事着手前の写真（着手前と着手後の写真が対比できるように撮影してください。）

□ (4) 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本

□ (5) 安全安心リフォーム工事概要書(リフォーム様式第２－１号)

□ (6) 安全安心リフォームに該当する工事の施工箇所・仕様を表示した図面

□ (7) 国補助（住宅・建築物安全ストック形成事業）により、市町村が実施する耐震改修補助金を受ける場合、その補助金交付決定通知書の写し

□ (8) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

【 申請書 2枚のうち2枚目 】

リフォーム様式第2－1号

安全安心リフォーム工事概要書

項目	工事種別	改修内容				資料・図面添付の有無
耐震上有効な改修	□ 国補助による市町村実施耐震改修補助事業を活用した工事	補助金交付決定通知日		補助金交付決定通知番号		
	□ 壁、筋かい設置	改修する軸組長さ合計		改修箇所数		
	□ 軸組等接合部の金物補強	金物名		補強箇所数		
	□ 基礎補強など耐震上有効な工事	具体的な内容				
	□ 前各号の工事に係る部位の撤去・復旧	具体的な内容				
断熱・省エネ改修	□ 窓改修工事	設置箇所		設置箇所数		
		メーカー名		型式番号		
		改修内容				
	□ 断熱改修工事			地域区分		
	屋根・天井	改修場所		断熱材区分		
				断熱材種類		
				断熱材施工法		
				断熱材厚さ		
	外壁	改修場所		断熱材区分		
				断熱材種類		
				断熱材施工法		
				断熱材厚さ		
	床	改修場所		断熱材区分		
				断熱材種類		
				断熱材施工法		
				断熱材厚さ		
	□ 節水型トイレの設置	メーカー名		製品番号等		
	□ 高断熱浴槽の設置	メーカー名		製品番号等		
	□ 前各号の工事に係る部位の撤去・復旧	具体的な内容				
バリアフリー改修	□ 通路又は出入り口幅の拡張	現在の通路幅		改修後通路幅		
	□ 手すりの取り付け	手すり設置箇所				
	□ 段差の解消	段差解消箇所				
		改修前の段差高さ		改修後の段差高さ		
	□ 水栓器具のレバーハンドル交換	現在の仕様		交換箇所		
	□ 開き戸を引き戸、折れ戸へ交換			交換箇所		
	□ ドアノブのレバーハンドル交換	現在の仕様		交換箇所		
	□ ホームエレベータ、階段昇降機設置	メーカー名		製品番号等		
	□ 車いす対応工事	改修箇所		改修内容		
	□ ヒートショック対策工事	工事箇所		工事内容		
	□ 前各号の工事に係る部位の撤去・復旧	具体的な内容				

備考欄

安全安心リフォームの補助申請書に係る見積書

※ 宛先、見積業者名を記載する見積書の表紙は任意書式となります。

【総括表】

工事費の内訳			工事費（税込み）	見積内訳の書式
A 全体工事費 （B＋C＋D）			円	
	B 補助対象外の工事費 （①＋②＋③）		円	
		① 太陽光発電工事	円	任意書式
		② 給湯機器費	円	任意書式
		③ 上記以外（外構工事費など）	円	任意書式
	C 安全安心リフォームの対象工事費（④＋⑤＋⑥）		円	
		④ 耐震工事費	円	見積の内訳は指定様式で作成すること
		⑤ 断熱・省エネ工事費	円	
		⑥ バリアフリー工事費	円	
	D 一般リフォームの工事費		円	任意書式

E 補助対象工事費 （C＋D）	円	≧50万円であること

【補助対象の可否の確認】

安全安心リフォームの補助対象となるには以下の条件を満足する必要があります。

Cの工事費		Dの工事費＝（A－B－C）	判定
円	≧	円	可 ・ 否

安全安心リフォームの工事費の見積書の指定様式

項目	数量	単位	単価	金額
④ 耐震工事費				
工事費計				
消費税				
合計				

項目	数量	単位	単価	金額
⑤ 断熱・省エネ工事費				
工事費計				
消費税				
合計				

項目	数量	単位	単価	金額
⑥ バリアフリー工事費				
工事費計				
消費税				
合計				

※行数は必要に応じて適宜増やしてください。

リフォーム様式第3-1号（第２６条関係）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名　　様

秋田県知事　○○○○

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1. 交付決定額　　金　　円

2. 交付決定額の内訳

補助金対象事項	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※ 交付決定額
秋田県住宅リフォーム推進事業補助金（住宅リフォーム緊急支援事業）	円	円	円	円	円

※１　(B)欄は、(A)×１／10が20万円を超える場合は20万円とする。

※２　補助金の額は、(B)欄・(C)欄・(D)欄合わせて20万円が限度とされている。したがって、「交付決定額」欄は、(B)欄・(C)欄・(D)欄の合計が20万円以下の場合は(B)欄の額とし、20万円を超える場合は20万円から(C)欄と(D)欄の合計額を引いた額とする。ただし、第6条第1号②に該当する工事とする場合は、適用しない。

3. 補助事業の目的

住宅投資の波及効果による県内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図る。

4. 交付条件

申請書の記載事項に虚偽があるとき及び次の各号に掲げる条件に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付後にその事実が確認された場合は、交付された補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずる。

(1)　補助金の交付を受ける者は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に該当する者であること。

(2)　リフォーム等工事を実施する住宅は、要綱第5条に該当する住宅であること。

(3)　住宅リフォーム緊急支援事業に係る工事は、要綱第6条第1号に該当するものであること。

(4)　リフォーム等工事は、要綱第7条に掲げる工事及び工事費用を含まないこと。

(5)　要綱第20条に規定する事業完了実績報告書を、平成25年3月15日までに確実に提出できるものであること。

(6)　この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

担　当：秋田県○○地域振興局建設部
　　建築課 建築指導班 ○○○○
ＴＥＬ：

リフォーム様式第3-2号（第２６条関係）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名　　様

秋田県知事　○　○　○　○

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1．交　付　決　定　額　　金　　円

2．交付決定額の内訳

補助金対象事項	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※ 交付決定額
秋田県住宅リフォーム推進事業補助金（安全安心リフォーム推進事業）	円	円	円	円	円

※１　(B)欄は、(A)×1／10が30万円を超える場合は30万円とする。

※２　補助金の額は、(B)欄・(C)欄・(D)欄合わせて30万円が限度とされている。したがって、「交付決定額」欄は、(B)欄・(C)欄・(D)欄の合計が30万円以下の場合は(B)欄の額とし、30万円を超える場合は30万円から(C)欄と(D)欄の合計額を引いた額とする。

3．補助事業の目的

住宅投資の波及効果による県内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図る。

4．交付条件

申請書の記載事項に虚偽があるとき及び次の各号に掲げる条件に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付後にその事実が確認された場合は、交付された補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずる。

(1)　補助金の交付を受ける者は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に該当する者であること。

(2)　リフォーム等工事を実施する住宅は、要綱第5条に該当する住宅であること。

(3)　安全安心リフォーム推進事業に係る工事は、要綱第6条第2号に該当するものであること。

(4)　リフォーム等工事は、要綱第7条に掲げる工事及び工事費用を含まないこと。

(5)　要綱第20条に規定する事業完了実績報告書を、平成25年3月15日までに確実に提出できるものであること。

(6)　この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

担　当：秋田県○○地域振興局建設部
　　建築課 建築指導班 ○○○○
ＴＥＬ：

リフォーム様式第3-3号（第26条関係）（額の確定、変更ある場合）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名　　様

秋田県知事　○　○　○　○

平成　　年　　月　　日付け指令○建－　　で交付決定した秋田県住宅リフォーム推進事業補助金については、次のとおり変更交付決定したので、秋田県財務規則第256条の規定により確定し通知します。

1．交付決定額　当初交付決定額　　円
変更交付決定額　　円
変更増減額　　円

2．変更交付決定額の内訳

補助金対象事項	秋田県住宅リフォーム推進事業補助金 （住宅リフォーム緊急支援事業）				
変更前	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※ 交付決定額
	円	円		円	円
変更後	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※ 交付決定額
	円	円		円	円

※１　(B)欄は、(A)×1／10が20万円を超える場合は20万円とする。

※２　補助金の額は、(B)欄・(C)欄・(D)欄合わせて20万円が限度とされている。したがって、「交付決定額」は、(B)欄・(C)欄・(D)欄の合計額が20万以下の場合は(B)欄の額とし、20万円を超える場合は20万円から(C)欄と(D)欄を引いた額とする。ただし、第6条第1号②に該当する工事とする場合は、適用しない。

担　当：秋田県○○地域振興局建設部
　　建築課 建築指導班 ○○○○
ＴＥＬ：

リフォーム様式第3-4号（第26条関係）（額の確定、変更ある場合）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名　　様

秋田県知事　○　○　○　○

平成　　年　　月　　日付け指令○建－　　で交付決定した秋田県住宅リフォーム推進事業補助金については、次のとおり変更交付決定したので、秋田県財務規則第256条の規定により確定し通知します。

1．交付決定額　当初交付決定額　　円
変更交付決定額　　円
変更増減額　　円

2．変更交付決定額の内訳

補助金対象事項	秋田県住宅リフォーム推進事業補助金 （安全安心リフォーム推進事業）				
変更前	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※交付決定額
	円	円		円	円
変更後	補助対象工事費 (A)	今年度補助金額 (B)	平成22年度補助金額 (C)	平成23年度補助金額 (D)	※交付決定額
	円	円		円	円

※１　(B)欄は、(A)×1／10が30万円を超える場合は30万円とする。

※２　補助金の額は、(B)欄・(C)欄・(D)欄合わせて30万円が限度とされている。したがって、「交付決定額」欄は、(B)欄・(C)欄・(D)欄の合計が30万円以下の場合は(B)欄の額とし、30万円を超える場合は30万円から　(C)欄と(D)欄の合計額を引いた額とする。

担　当：秋田県○○地域振興局建設部
建築課 建築指導班 ○○○○
ＴＥＬ：

平成２４年度版

リフォーム様式第4号（第28条関係）

平成　　年　月　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

秋田県住宅リフォーム推進事業完了実績報告書
（住宅リフォーム緊急支援事業）

次のとおり住宅のリフォーム等工事が完了したので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第28条の規定に基づき、報告します。

なお、この報告書及び添付書類の記載の内容は、事実に相違ないことを誓約します。

1	補助金交付決定通知	平成　　年　　月　　日付け　指令　　建−		
2	工事費の内訳 （消費税含む）	A 全体工事費		円
		B 補助対象外工事費 合計		円
		① 太陽光発電工事費		円
		② 給湯機器費		円
		③ ①②以外		円
		C 補助対象工事費（A－B）		円
4	工事内容			
5	工事期間	着工年月日	平成　　年　　月　　日	
		完成年月日	平成　　年　　月　　日	
6	他の補助金等の 利用の有無	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称	

◎上記工事内容について、施工したことを証明します。

氏名又は名称
代表者の氏名　　印
（電話番号）

※複数の業者と契約している場合は、上記の施工したことの証明を別紙に記載して、添付してください。

※【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□（1）工事中及び工事完了後の写真（工事中の写真は隠ぺい部がわかるようにしてください。工事完了後の写真は、着手前と完了後の写真が対比できるように撮影してください。）

□（2）増改築工事で、建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき 交付された検査済証の写し

□（3）工事内容の変更により補助金額に変更が生じる場合、①工事請負変更契約書又は変更請書の写し ②変更後の工事内訳明細書の写し、③変更部分に係る工事着手前の写真

□（4）領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付、発行者が記載され、収入印紙を貼っているもの）

□（5）補助金交付請求書（共通様式第2号）

□（6）その他知事が必要と認める書類

注）1.「2. 全体工事費」の各々の工事費について、工事内容の変更により工事費の変更があった場合はその額を記入してください。

2.「工事内容」欄で、工事内容に変更があった場合は、変更前後又は変更内容が分かるように記載してください。

平成２４年度版

様式リフォーム第5号（第28条関係）

平成　　年　月　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

秋田県住宅リフォーム推進事業完了実績報告書
（安全安心リフォーム推進事業）

次のとおり住宅のリフォーム等工事が完了したので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第28条の規定に基づき、報告します。

なお、この報告書及び添付書類の記載の内容は、事実に相違ないことを誓約します。

1	補助金交付決定通知	平成　　年　　月　　日付け　指令　　建−		
2	工事費の内訳（消費税含む）	A　全体工事費		円
		B　補助対象外工事費　合計		円
			①　太陽光発電工事費	円
			②　給湯機器費	円
			③　①②以外	円
		C　安全安心リフォームの対象工事費		円
		D　補助対象工事費（A－B）		円
4	工事内容			
5	工事期間	着工年月日	平成　　年　　月　　日	
		完成年月日	平成　　年　　月　　日	
6	他の補助金等の利用の有無	有　・　無	「有」の場合：補助金等名称	

◎上記工事内容について、施工したことを証明します。

氏名又は名称
代表者の氏名　　印
（電話番号）

※複数の業者と契約している場合は、上記の施工したことの証明を別紙に記載して、添付してください。

※【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□（1）工事中及び工事完了後の写真（工事中の写真は隠ぺい部がわかるようにしてください。工事完了後の写真は着手前と完了後の写真が対比できるように撮影してください。）
□（2）増改築工事で、建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき 交付された検査済証の写し
□（3）工事内容の変更により補助金額に変更が生じた場合は、①工事請負変更契約書又は変更請書の写し②変更後の安全安心リフォーム補助申請書に係る見積書（指定書式）、③変更後の安全安心リフォーム工事概要書、④変更後の安全安心リフォームに該当する工事の施工箇所・仕様を表示した図面、⑤変更部分に係る工事着手前の写真
□（4）領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付、発行者が記載され、収入印紙を貼っているもの）
□（5）安全安心リフォーム工事で窓の改修、節水型トイレ及び高断熱浴槽を設置する場合、その性能を証明するもの（住宅エコポイント用性能証明書の写しなど）
□（6）補助金交付請求書（共通様式第2号）
□（7）その他知事が必要と認める書類

注）1.「2. 全体工事費」の各々の工事費について、工事内容の変更により工事費の変更があった場合はその額を記入してください。
2.「工事内容」欄で、工事内容に変更があった場合は、変更前後又は変更内容が分かるように記載してください。

太陽光様式第1号　（第25条関係）

住宅用太陽光発電システム普及支援事業補助金交付申請書

（□既築戸建住宅　□既築共同住宅　□新築戸建住宅　□新築共同住宅）

平成 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日

秋　田　県　知　事

次のとおり秋田県住宅用太陽光発電システム普及支援事業補助金の交付を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第２５条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

1 申請者

住所　〒 ＿＿＿ － ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿都 道 府 県

＿＿＿＿＿＿＿＿市 区 町 村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人

名称（漢字） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名（漢字） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（フリガナ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人

氏名（漢字） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（フリガナ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿ － ＿＿＿＿ － ＿＿＿＿＿

2 補助金申請額

補助単価 30,000円／kw

× 補助対象太陽電池モジュール公称最大出力の合計値 ＿＿＿＿ ｋＷ

（小数点２桁未満は切捨て、戸建住宅で4kWを超えるときは4.00と記入すること）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（1,000円未満（999円以下）切り捨て）

3 補助金交付決定通知書の送付先（建替・改築等で仮住まいがある場合のみ記入）

住所　〒＿＿＿＿－＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿都 道 府 県

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市 区 町 村＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4 対象システムの設置予定住所（申請者住所と設置予定住所が異なる場合のみ記入）

住所　〒＿＿＿＿－＿＿＿＿

秋田県　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市 町 村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5 対象システムの設置を予定する建物の所有者
（申請者のみの場合も記入、地面に設置する場合は土地所有者）

所有者１　＿＿＿＿＿＿＿＿　所有者２＿＿＿＿＿＿＿＿

所有者３　＿＿＿＿＿＿＿＿　所有者４＿＿＿＿＿＿＿＿

6 電灯契約者氏名（共同住宅の場合で、申請者以外に電灯契約者がいる場合のみ記入）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7 設置工事に係る完工・引渡（予定）日

平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　（東北電力受給開始日）

8 太陽電池モジュール

１）太陽電池モジュールの製造メーカー

メーカー名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２）太陽電池モジュールの型式・公称最大出力・設置枚数

① 型式　＿＿＿＿＿＿＿＿　出力　＿＿＿＿W×　＿＿＿＿枚
（小数点以下四捨五入）

② 型式　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿W×　＿＿＿＿枚

③ 型式　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿W×　＿＿＿＿枚

合計出力　＿＿＿＿＿＿ｋＷ　（小数点２桁未満は切捨て）

9 パワーコンディショナ

① メーカー名 _____ 型式名 _____

② メーカー名 _____ 型式名 _____

10 補助対象経費内訳

補助対象項目	金額	備考
① 太陽電池モジュール		
② 付属機器		
③ 設置工事に係る費用		
④ 小計（税抜き）		①＋②＋③
⑤ 消費税		④×消費税率
⑥ 合計金額		④＋⑤

11 申請に関する問い合わせ先（施工業者等）

住　　所　〒 _____ － _____

_____

名　　称 _____

代表者名 _____

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

連絡先電話番号 _____

ＦＡＸ番号 _____

電子メールアドレス _____

12 太陽光発電設置請負（販売）事業者
（手続代行者に依頼しない場合のみ記入）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

13 補助金振込予定口座

金融機関名								
支店名								
預金種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座 ※〇で囲むこと							
口座名義 (カタカナ)								
口座番号								右詰

備考（このページは提出不要）

1 記載する行が不足する場合は、適宜追加すること。

2 申請者が賃貸を行う共同住宅に設置する場合を除き、申請者は電灯契約者と同一であること。

3 ２の太陽電池の公称最大出力は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入すること。ただし、公称最大出力が補助上限出力を超える場合は、上限出力の数値（戸建住宅4.00kw、共同住宅10.00kW）を記入すること。

4 ５の建物所有者は、申請者を含む建物所有者全員の氏名を記載し、申請者以外の所有者の承諾書（様式２）を添付すること。共同住宅の場合で、補助対象システムに係る電灯契約を申請者である管理組合のみが締結する場合は、入居者個々の承諾書は不要。

5 ７の設置工事に係る完工・引渡日は原則として東北電力との受給開始（予定）日とする。

6 次の書類を添付してください。（□チェックしてください。）

□ ① 国（Ｊ－ＰＥＣ）の「補助金申込受理決定通知書」の写し

□ ② 太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書等の写し又は建売住宅の売買契約書の写し

□ ③ 太陽光発電システム配置図（太陽電池モジュールの配置、パワーコンディショナの設置場所及び周辺道路等の状況が分かる図面）

□ ④ 既存の別荘又は共同住宅の場合、建物の所有及び住居であることが分かる登記事項証明書。（新築の場合は、実績報告時に提出すること）

□ ⑤ 補助対象となる太陽光発電システムを設置する建物の所有者が申請者以外の場合は、申請者以外の当該建物所有者の承諾書（太陽光様式第２号）

□ ⑥ 単線結線図（併用住宅、共同住宅の場合）

□ ⑦ その他知事が必要と認める書類

太陽光発電システム配置図(申請)

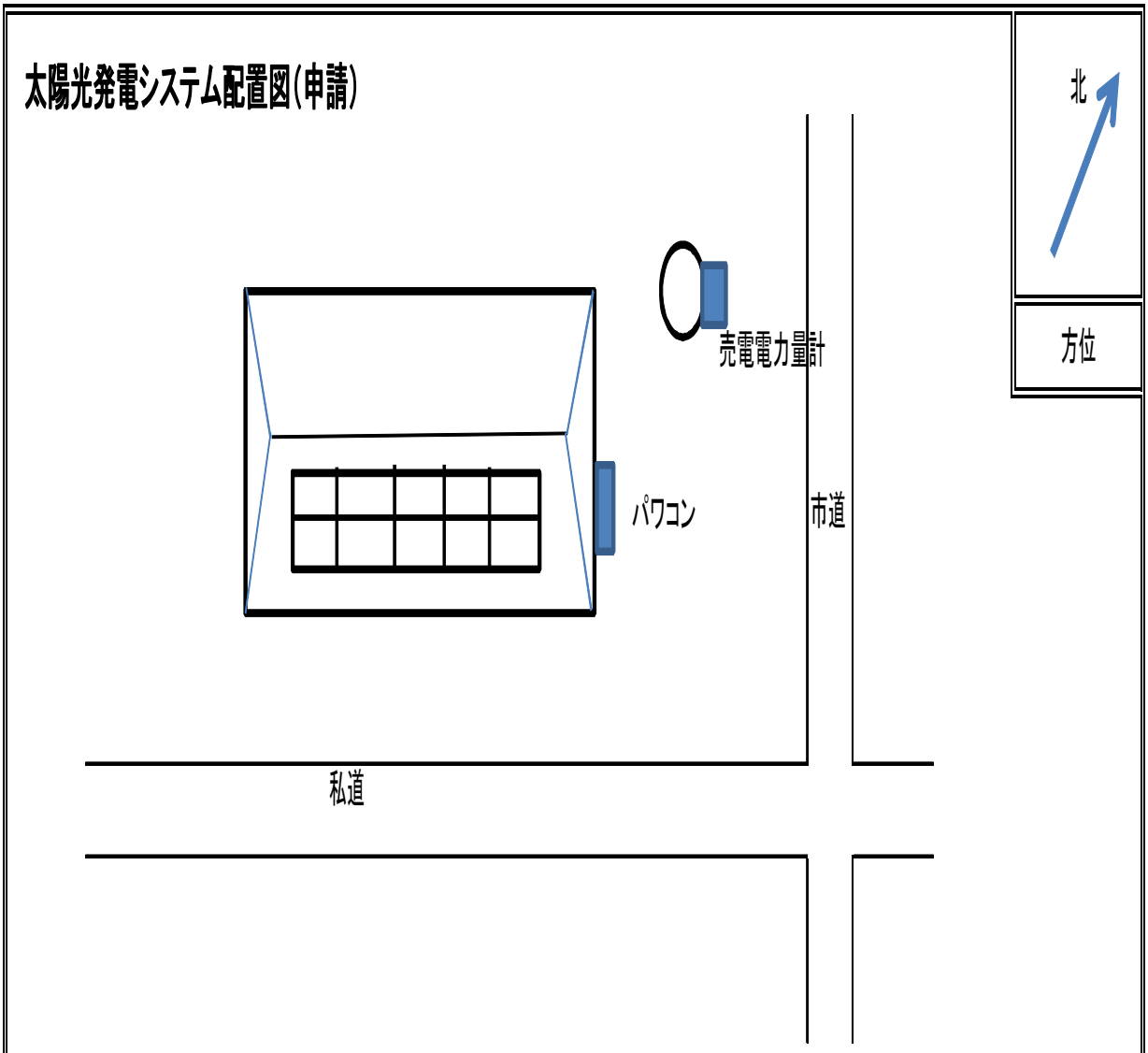

申請者名:　秋田　県太郎　(電話番号:　　)	
設置予定住所　〒010-8570 秋田市山王4-1-1	
備考:	

以下の項目が明記されているか?	
レ	太陽光発電モジュールの配置
レ	パワーコンディショナー
レ	電力量計の設置場所
レ	周辺道路

※この参考様式は、同内容が記載された既存の図面で代えることができます。

太陽光様式第2号　（第25条関係）

平成　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日

秋　田　県　知　事

住　　所　〒　＿＿＿－＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿都 道 府 県

＿＿＿＿＿＿＿＿市 区 町 村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は
名称及び
代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

承　　諾　　書

このたび、秋田県住宅用太陽光発電システム普及支援事業補助金において、対象システムの設置を予定している建築物は、私の所有に係るものであるため、当該建築物に次の申請者が対象システムを設置することを承諾し、申請者に対して善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者の設置を承諾します。

設置場所の住所	
設置予定の建築物の形態	
申請者の住所	
申請者の氏名	
申請者との関係	

備考
1 複数の所有者がある場合は連名とせず、承諾者１名ごとに作成すること。
2 申請者との関係は、申請者からみた承諾者との関係を記載すること。
（例：申請者の「父」、「母」、「子」）

太陽光様式第3号　（第26条関係）

指令－　　－
平成　　年　　月　　日

（住所）
（氏名）　　様

秋　田　県　知　事

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第２５０条の規定により、通知する。

1　交　付　決　定　額　　金　　円

2　交 付 決 定 額 内 訳

補助対象事項	積　算	交付決定額
住宅用太陽光発電システム設置経費		

※ 戸建住宅の場合で、補助対象システムの公称最大出力が4.00kWを超える場合、補助金積算上限は４ｋW。
共同住宅の場合で、補助対象システムの公称最大出力が10.00kWを超える場合、補助金積算上限は１０ｋW。

3　補助事業の目的
新エネルギーの普及と地球温暖化の防止を図る。

4　交付条件
（1） 補助金の交付を受ける者は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条に該当する者であること。
（2） 補助金の交付対象となる太陽光発電システムは、要綱第１２条に適合するものであること。
（3） 要綱第28条に規定する事業完了実績報告を、平成25年3月15日までに確実に提出できるものであること。
（4） この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

担　当：秋田県○○地域振興局建設部
　　建築課 建築指導班 ○○○○
ＴＥＬ：

太陽光様式第４号　（第28条関係）

平成　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日

秋　田　県　知　事

住　　所　　〒　＿＿＿－＿＿＿＿

秋田県　＿＿＿＿＿＿＿＿市 町 村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は
名称及び　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿＿

住宅用太陽光発電システム普及支援事業補助金完了実績報告書

次のとおり補助金交付決定を受けた住宅用太陽光発電システムの設置（引渡）を終了したので報告します。

1　交付決定内容

平成　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日付け

指令　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿
（交付決定通知右上から転記）

交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

積算：　３０，０００円 × 補助対象出力　＿＿＿＿ｋＷ

2　工事完了日（建物引渡日）　平成　＿＿＿年　＿＿＿月　＿＿＿日
（東北電力受給開始日）

備考
1 次の書類を添付すること。

□ ①　国（Ｊ－ＰＥＣ）の「補助金交付決定通知書」の写し
ただし、要綱第２６条の補助金の交付決定を受けた者が、第２８条に規定する期日までにJ-PECの交付を受けることができない特別な理由がある場合、第２８条に規定する期日の３０日前からJ-PECの「補助金交付申請書（兼完了報告書）」の写し、及び「申請者の住民票」をもってこれに換えることができる。
なお、J-PECの「補助金交付決定通知書」が申請者に届き次第、速やかにその写しを提出するものとする。

□ ②　太陽光発電システムの設置状況が分かる写真（Ａ４用紙に貼付すること）
・　設置建物の全景
・　太陽電池モジュール（全てのモジュールが確認できること）
・　パワーコンディショナ

□ ③　工事内容等の変更により補助金交付申請の内容に変更が生じる場合は、変更事項が含まれる申請書類全てについて「変更後」のものを提出すること。

□ ④　東北電力との「太陽光発電余剰電力契約確認書」の写し

□ ⑤　対象システムの設置工事に係る領収書（Ｊ－ＰＥＣに提出したものと同一のもの）の写し

□ ⑥　新築の別荘又は共同住宅の場合、建物の所有者及び住居であることを証明する登記事項証明書

□ ⑦　補助金交付請求書（共通様式第２号）

□ ⑧　その他知事が必要と認める書類

平成２４年度版

高効率様式第1号（第25条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

申請に関する問い合わせ先（どちらかに”○”をしてください。）	申請者 ・ 契約業者

家庭用高効率給湯器等買換支援事業補助金交付申請書

次のとおり家庭用高効率給湯器等買換支援事業補助金の交付を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第25条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

1	補助対象機器を設置する住宅の概要	所有者	1．申請者又は配偶者　2．申請者又は配偶者の親　3．子
		居住者	1．申請者又は配偶者　2．申請者又は配偶者の親　3．子
		住宅の所在地	
		住宅の種類	1．既築戸建住宅　2．既築共同住宅（専有部分で補助対象機器を使用できる。）
			1．専用住宅　2．併用住宅（住宅部分で補助対象機器を使用できる。）

2	工事内容等	補助対象機器	補助対象機器の種類		補助金の額
			□ CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		38，000円
			□ 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		18，000円
			□ 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		18，000円
			□ ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）		38，000円
			□ ハイブリッド給湯器		35，000円
			□ 家庭用燃料電池（エネファーム）		50，000円
			□ 空気熱ヒートポンプ温水暖房システム		50，000円
			□ 地中熱ヒートポンプ温水暖房システム		50，000円
			□ 太陽熱温水器（強制循環型）		40，000円
			□ 太陽熱温水器（自然循環型）		15，000円
			メーカー名	形式	
		工事期間（予定）	着工（予定）年月日	平成　年　月　日	
			完了（予定）年月日	平成　年　月　日	

【 申請書 2枚のうち1枚目 】

高効率様式第1号（第25条関係）

3	契約業者	本社所在地 （個人の場合は住所）	
		名称 （個人の場合は氏名）	
		担当者が所属する 事業所の所在地	（担当者が本社所属の場合は記入不要）
		担当者が所属する 事業所の名称	（担当者が本社所属の場合は記入不要）
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先 （携帯など）	

※契約業者が秋田県内に事業所を有さない場合は、補助対象外となります。

4	他の補助金等の利用の有無　（予定）	有　・　無	「有」の場合: 補助金等名称	

5	予定補助金口座振込	金融機関名								
		支店名								
		預金種類	普通　・　貯蓄　・　当座　　※〇で囲んでください。							
		口座名義カタカナ								
		口座番号								右詰めで記入してください。

【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□ (1) 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本の写し

□ (2) その他、知事が必要と認める書類

【 申請書　2枚のうち2枚目 】

高効率様式第2号（第26条関係）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名

秋田県知事　○　○　○　○

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1．交　付　決　定　額　　金　　円

2．交付決定額の内訳

補助金対象事項	補　助　対　象 機　器　の　種　類	交　付　決　定　額
家庭用高効率給湯器等 買換支援事業補助金		

3．補助事業の目的

高効率給湯器等の普及による地球温暖化対策の推進を図る。

4．交付条件

申請書の記載事項に虚偽があるとき及び次の各号に掲げる条件に違反したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付後にその事実が確認された場合は、交付された補助金について期限を定めて返還を命ずる。

（1）　補助金の交付を受ける者は、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱（以

（2）　補助対象機器を設置する住宅は、要綱第16条に該当する住宅であること。

（3）　補助対象機器は、要綱第17条に該当するものであること。

（4）　補助対象工事等は、要綱第18条に該当するものであること。

（5）　要綱第28条に規定する事業完了実績報告書を、平成25年3月15日までに確実に提出できるものであること。

（6）　この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

平成２４年度版

高効率様式第３号（第28条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

〒　　－

申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

家庭用高効率給湯器等買換支援事業完了実績報告書

次のとおり補助対象機器の設置工事が完了したので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第28条の規定に基づき、報告します。

なお、この報告書に記載の内容は、事実に相違ないことを誓約します。

1	補助金交付決定通知	平成　　年　　月　　日 付け　指令　　建 －		
2	補助対象機器の本体価格（税抜）	￥. ※室内外の配管及び設置工事に係る費用を除く。 ※リース契約の場合は、記載不要。		
3	工　事　内　容	補助対象機器の種類		補助金の額
		□　CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		38，000円
		□　潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		18，000円
		□　潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		18，000円
		□　ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）		38，000円
		□　ハイブリッド給湯器		35，000円
		□　家庭用燃料電池（エネファーム）		50，000円
		□　空気熱ヒートポンプ温水暖房システム		50，000円
		□　地中熱ヒートポンプ温水暖房システム		50，000円
		□　太陽熱温水器（強制循環型）		40，000円
		□　太陽熱温水器（自然循環型）		15，000円
		メーカー名	形　式	
4	工　事　期　間	着工年月日	平成　　年　　月　　日	
		完了年月日	平成　　年　　月　　日	
5	他の補助金・保険等の利用の有無	有　・　無	「有」の場合：補助金等名称	

◎上記内容のとおり、補助対象機器を納入・設置したことを証明します。

契約業者の名称　　本社所在地

印

担当者が所属する事業所の名称
（担当者が本社所属の場合は記入不要）

担当者が所属する事業所の所在地
（担当者が本社所属の場合は記入不要）

担当者名　　電話番号

【添付書類】（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□（1） 機器の設置状況が分かる写真（高効率様式第３－１号）
□（2） メーカー保証書の写し（高効率様式第３－２号）（リース契約の場合で、保証書が無い場合は不要。）
□（3） 補助対象機器販売領収金額証明書（高効率様式第３－３号）（リース契約の場合は不要）
□（4） リース契約書の写し（リース契約の場合のみ）
□（5） 補助金交付請求書（共通様式第２号）
□（6） その他知事が必要と認める書類

平成２４年度版

高効率第3-1号様式（第28条関係）

「機器の設置状況が分かる写真」貼付台紙

本台紙に「機器の設置状況が分かる写真」を貼り付けしてください。

○ 補助対象機器が固定され、設置工事が完了していることが分かる鮮明な写真を1～2枚ご用意ください。

○ 貼付する前に次の点を確認してください。

- **設置工事完了日以降**に撮影されていること。
- **建築物設置面の全景**と**機器本体の全景**が写っていること。
- **配管、配線部分**が写っていること。

○ 場所が狭く、正面からの撮影が無理な場合は、真横からの写真でも結構ですが、狭い状況がわかるように離れて撮影してください。また、正面に壁やフェンス等がある場合は、一緒に写してください。

○ 各種配管、配線が接続されていないものは、機器が使用可能な状態と見なされません。

○ 補助対象機器の前に、「日付ボード等」を置かないでください。（機器を隠してしまうため）

○ 画質が鮮明であれば、パソコン出力等プリントの方式は問いません。

平成２４年度版

高効率第3-2号様式（第28条関係）

「メーカー保証書の写し」貼付台紙

本台紙に「メーカー保証書の写し」を貼り付けしてください。

○ 機器本体に付属している、**メーカーが正規と認めた保証書の写し**を貼り付けしてください。
- 延長保証書や販売店が独自で発行している保証書では受け付けることができません。

○ 貼付する前に次の点を確認してください。
- **「お買い上げ日」**が**記入**されていること。
- **「販売店名」**等が**記入**されていること。
- 設置された補助対象機器の**形式が保証書に印字**されていること。
  （補助対象機器の形式が取扱説明書等に記載されている場合は、記載箇所のコピーも必要です。）
- 交付申請書及び完了実績報告書の記載内容と保証書の記載内容が**一致**していること。

○ 保証書の写しのサイズが大きく、本台紙に貼り付けることが難しい場合には、本台紙を使用せずに、そのまま提出してください。

平成２４年度版

高効率第3-3号様式（第28条関係）

作成日　平成　　年　　月　　日

（申請者名）

様

（契約業者）
本店の住所

氏名又は名称

印

担当者が所属する事業所の住所
（担当者が本社所属の場合は記入不要）

担当者が所属する事業所の名称
（担当者が本社所属の場合は記入不要）

補助対象機器販売領収金額証明書

補助対象機器の本体に係る領収金額が下記のとおりであることを証明します。

補助対象機器	メ ー カ ー 名	
	補助対象機器の種類	形　　式
領収金額 （税抜）	￥.	円

記入上の注意

○「作成日」には、本証明書を作成した日付をご記入ください。

○「契約業者」の記載に際して、ゴム印を使用しても結構です。また、**社印**（代表者印は不要。個人事業者の場合は認印）を必ず押印してください。

○「領収金額（税抜）」には、**補助対象機器の本体価格**（室内外の配管、据付工事部材及び設置工事に係る費用を除く。）の税抜金額をご記入ください。

スギ様式第1号（第24条関係）

「秋田スギの家」普及促進事業
対象住宅確認書

平成　年　月　日

（あて先）秋田県知事

（〒　　－　　）
分譲事業者　所在地

名　称

代表者名　　印

（電話番号）

当社が建設・販売予定の分譲住宅について、「秋田スギの家」普及促進事業の対象住宅であることの確認を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第24条の規定に基づき確認書を提出します。

なお、この確認書に記載の内容は、事実に相違ないことを誓約します。

建築場所			
住宅の用途	1. 専用住宅　2. 併用住宅	構造・構法	・
延べ面積	住宅部分の面積（車庫・物置除く）　㎡	併用部分の面積　㎡	
着工（予定）年月日	平成　年　月　日	完成（予定）年月日	平成　年　月　日
販売開始予定年月日	平成　年　月　日		
建築業者名	名称・代表者名 所在地　電話番号		
申請内容に対する問い合わせ先	担当者氏名		
	電話番号（携帯など）		

【添付書類】　（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

□ スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第5号）

□ 建築確認済証の写し

□ 案内図、配置図、各階平面図（A3版とする）

スギ様式第2号（第24条関係）

○建　－

平成　　年　　月　　日

分譲事業者　名称
　　代表者名

○○地域振興局建設部長

「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認通知書

平成　　年　　月　　日付けで提出ありました「秋田スギの家」普及促進事業対象住宅確認書について、審査の結果、本事業対象住宅であると認められたので通知します。

なお、確認書に記載及び添付書類の内容が虚偽又は事実と相違する場合は、補助金の交付対象とならない場合がありますので申し添えます。

担当　：　秋田県○○地域振興局建設部
　　建築課　建築指導班
　　○○○○

TEL　：

スギ様式第3号（第25条関係）

「秋田スギの家」普及促進事業
補助金交付申請書

平成　年　月　日

（あて先）秋田県知事

（〒　－　）
申請者　住　所

氏　名　　印

（電話番号）

私が居住する住宅の新築等にあたり、「秋田スギの家」普及促進事業に基づく補助金の交付を受けたいので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第25条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載の内容は、事実に相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げることを誓約します。

建築場所								
工事種別（該当するものに○）	1. 新築　2. 改築　3. 購入							
住宅の用途（該当するものに○）	1. 専用住宅　2. 併用住宅			構造・構法	・			
事業対象住宅確認通知書の通知年月日等（**購入の場合**）	平成　年　月　日　建－							
延べ面積	住宅部分の面積（車庫・物置除く）　㎡			併用部分の面積　㎡				
着工（予定）年月日	平成　年　月　日			完成（予定）年月日	平成　年　月　日			
建築業者名（**購入の場合は、分譲業者名**）	名称 所在地　電話番号							
分譲住宅の建築業者（**購入の場合**）	名称 所在地　電話番号							
予定口座 補助金振込	金融機関名							
	支店名							
	預金種類	普通　・　貯蓄　・　当座　※○で囲んでください。						
	口座名義カタカナ							
	口座番号							右詰めで記入してください。

申請内容に対する問い合わせ先 （いずれかに○　申請者　・　建築業者　・分譲業者　）	お名前	
	電話番号（携帯など）	

【添付書類】　（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

（共通）
- □ スギ乾燥製品木材調書（スギ様式第5号）
- □ 建築確認済証の写し
- □ 案内図、配置図、各階平面図（A3版とする）

（新築・改築の場合）
- □ 工事請負契約書の写し

（購入の場合）
- □ 分譲事業者との売買契約書の写し
- □ 対象住宅確認通知書の写し

スギ様式第4号（第26条関係）

指令○建　－

平成　　年　　月　　日

住所
氏名

秋田県知事　○　○　○　○

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった「秋田スギの家」普及促進事業に係る補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知する。

1．交　付　決　定　額　　金　　200,000　　円

2．補助事業の目的

品質の確かな県産木材を使用した木造住宅の建設を促進し、林業・木材産業の活性化を図ることを目的とする。

3．交付条件

申請書の記載事項に虚偽があるとき及び次の各号に掲げる条件に違反したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付後にその事実が確認された場合は、交付された補助金について期限を定めて返還を命ずる。

(1)申請者が居住するための住宅であること。

(2)新築等する住宅は、木造軸組構法の住宅であること。

(3)住宅の構造部（土台を除く。）の木材については、スギ乾燥製品を構造材総材積の概ね70％以上使用している住宅であること。

(4)この補助金に係る法令、規則、要綱に従い、知事の指示、命令等を確実に履行すること。

(5)木造住宅の普及のために、県が行うPR事業や調査等に協力できること。

スギ様式第5号（第24、25条関係）

（計画 ・ 実績）

スギ乾燥製品木材調書

「秋田スギの家」普及促進の補助金の交付を受けるにあたり、新築等する住宅の概要・構造材等（土台を除く。）におけるスギ乾燥製品の利用内容は次のとおりです。

1 構造材に使用するスギ乾燥製品の製造者

スギ乾燥製品の種類	製造者名	
		※県確認欄
		適・否

2 構造材の内訳

（単位：m^3）

部位名		構造材全体	うち構造材に使用するスギ乾燥製品				
			乾燥秋田スギ認証製品	JAS人工乾燥構造用製材品	ｽｷﾞ材50%以上使用したJAS構造用集成材	ｽｷﾞ材50%以上使用した構造用合板	合計
軸組類	柱						
	梁桁類						
	筋交い・貫						
	間柱・窓まぐさ・窓台等						
	その他（　　）						
床組類	火打梁・床束・大引等						
	根太類						
	その他（　　）						
小屋組類	棟木・母屋・隅木等						
	たる木						
	その他（　　）						
合　　計		①					②

スギ乾燥製品の使用割合 ②／①×100	% （56%以上で可）	※県確認欄 適 ・ 否

注）1 スギ乾燥製品の使用割合が、56%以上でなければ、「秋田スギの家」普及促進事業の補助金を受けることはできません。
2 スギ乾燥製品とは、県内の製材所等で製造されたスギ製品であって、乾燥秋田スギ認証製品、JAS人工乾燥構造用製材品、JAS構造用集成材及び構造用合板です。
3 集成材及び合板は、スギ材を材積比率50%以上使用した製品に限ります。
4 完了実績報告時には、「スギ乾燥製品出荷証明書」（スギ様式第6－1号～第6－3号）を添付してください。
5 本表には、土台数量は記載しません。

スギ様式第6号（第28条関係）

「秋田スギの家」普及促進事業
完了実績報告書

平成　年　月　日

（あて先）秋田県知事

（〒　　－　　）
申請者　住所

氏名　　印

（電話番号）

次のとおり補助金交付決定を受けた事業が完了したので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第28条に基づき報告します。

補助金交付決定通知	指令　　建－　　平成　　年　　月　　日 ※購入の場合は記載しない

建築場所			
工事種別 （該当するものに○）	1. 新築　　2. 改築　　3. 購入		
住宅の用途	1. 専用住宅　2. 併用住宅	構造・構法	・
事業対象住宅確認通知書の通知年月日等（**購入の場合**）	平成　　年　　月　　日　　建－		
延べ面積	住宅部分の面積 （車庫・物置除く）　㎡	併用部分の面積　㎡	
着工年月日	平成　　年　　月　　日	完成年月日	平成　　年　　月　　日
購入年月日	平成　　年　　月　　日 **※購入の場合**		
建築業者名 （分譲業者名）	名称 所在地 電話番号		

申請内容に対する問い合わせ先 （どちらかに○　申請者　・　建築業者）	お名前	
	電話番号（携帯など）	

【添付書類】　（書類は整っていますか？□チェックしてください。）

- □ スギ乾燥製品の木材調書（スギ様式第5号）
- □ スギ乾燥製品出荷証明書（スギ様式第6－1号～第6－3号）
- □ 補助金交付請求書（共通様式第2号）
- □ 建築基準法の検査済証の写し
- □ 施工状況写真及び完成写真
- □ 申請者の住民票

スギ様式第7－1号（第28条関係）
製造者様（製材品） 様式

平成　　年　　月　　日

〇〇工務店　　御中
〇〇　〇〇　　様邸分

納材者名称
所在地
代表者名　　印
工場等認定番号

スギ乾燥製品出荷証明書

納品した木材は、次の製品であることを証明します。

納品した製品名	□乾燥秋田スギ認証製品　□JAS人工乾燥構造用製材品

※対象製品を〇で囲んでください。

内　訳

寸法(mm)			数量	単材積(m^3)	材積(m^3)	備考
長さ	厚さ	幅	（本、丁、枚）			
合計						

※納材した製品の内訳を記載してください。　　※納材する対象住宅名　〇〇邸を必ず記載してください。

スギ様式第7-2号（第28条関係）
製造者様（集成材、構造用合板） 様式

平成　　年　　月　　日

〇〇工務店　　御中
〇〇　〇〇　　様邸分

納材者名称
所在地
代表者名　　印
工場等認定番号

スギ乾燥製品出荷証明書

納品した木材は、次の製品であることを証明します。

納品した製品名	□JAS構造用集成材　　□構造用合板

※対象製品を〇で囲んでください。

内　訳

寸法(mm)			数量（本、丁、枚）	単材積(m^3)	材積(m^3)	備考
長さ	厚さ	幅				
合計						

※納材した製品の内訳を記載してください。　　※納材する対象住宅名　〇〇邸を必ず記載してください。

構造用合板又はスギ集成材のスギ割合

製品名	製品の外寸（mm）	材料の厚さ(mm)			スギ材割合（①/③）＜50%以上可＞	備考
		スギ材①	スギ材以外②	計③		

※スギ以外の樹種が混合したJAS構造用集成材又は構造用合板を使用した場合記載してください。

スギ様式第7-3号（第28条関係）　　証明書 1枚目
木材販売業者様　様式

平成　　年　　月　　日

〇〇工務店　　御中
〇〇　〇〇　　様邸分

木材販売業者名称
所在地
代表者名　　印
電話番号

スギ乾燥製品出荷証明書

納品した木材は、次の製品であることを証明します。

内　訳

納品した製品名	寸法(mm)			数量	単材積(m^3)	材積(m^3)	製造元
	長さ	厚さ	幅	（本、丁、枚）			
小計							
小計							
小計							
合計							

※納材した製品の内訳を記載してください。　　※合板、集成材のスギ複合製品の場合は、下表を添付してください。
※納材したスギ乾燥製品（乾燥秋田スギ認証製品、JAS人工乾燥構造用製材品、JAS構造用集成材、構造用合板）ごとに小計を設ける
※欄が不足する場合は、行を足したり、別紙にしてお使いください。 ※納材する対象住宅名　〇〇邸を必ず記載してください。

構造用合板又はスギ集成材のスギ割合

製品名	製品の外寸 (mm)	材料の厚さ(mm)			スギ材割合(①/③) ＜50%以上可＞	備考
		スギ材①	スギ材以外②	計③		

※構造用合板又は**スギ以外の樹種が混合した集成材**を使用した場合記載してください。

共通様式第1号　（第27条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

届出者　　住所

氏名　　印

（電話番号）

あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付申請辞退（取り下げ）届

次のとおり補助金交付の申請を辞退（取り下げ）するので、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第２７条第２項の規定に基づき届け出ます。

１　交付決定年月日及び番号	平成　　年　　月　　日　指令　　－
２　辞退(取り下げ)年月日	平成　　年　　月　　日
３　補助事業名 (対象事業にチェックしてください。)	□　住宅リフォーム推進事業［□　住宅リフォーム緊急支援事業 □　安全安心リフォーム推進事業］ □　住宅用太陽光発電システム普及支援事業 □　家庭用高効率給湯器等買換支援事業 □　「秋田スギの家」普及促進事業
４　辞退(取り下げ)の理由	

※　補助金交付決定後の辞退の場合は１欄、３欄及び4欄に、交付決定前の辞退（取り下げ）の場合は、２欄、３欄及び4欄にそれぞれ記入して下さい。

※　複数の補助事業の申請を提出している場合（交付決定を受けている場合）は、それぞれ提出して下さい。

共通様式第2号（第28条関係）

補　助　金　交　付　請　求　書

平成 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日

（あて先）秋　田　県　知　事

債権者　住所　〒 ＿＿＿ － ＿＿＿＿

秋田県 ＿＿＿＿＿＿ 市 町 村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

称号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電話 ＿＿＿ － ＿＿＿ － ＿＿＿＿

次のとおり請求します。

請求金額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

平成 ＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日付け

指令 ＿＿＿＿ － ＿＿＿＿ － ＿＿＿＿

によるあきた安全安心住まい推進事業費補助金として

※対象工事にチェックしてください。

□住宅リフォーム推進事業 [□住宅リフォーム緊急支援事業 / □安全安心リフォーム推進事業]

□住宅用太陽光発電システム普及支援事業

□家庭用高効率給湯器等買換支援事業

□「秋田スギの家」普及促進事業

1　支払方法　　口座振替

2　振込先口座（補助金交付申請時と同じにしてください。）

金融機関名								
支店名								
預金種類	普通　・　貯蓄　・　当座　※○で囲むこと							
口座名義（カタカナ）	（　　）							
口座番号								右詰